

JISARTフォローアップ部会 Newsletter

Vol. 01

2014年10月号

ご挨拶

このたび、JISARTフォローアップ部会から、皆様へ様々な情報をお伝えするためのニュースレターを発行することになりました。非配偶者間生殖医療をめぐる最新のニュース、子育てのための情報、イベント情報、コラムなど、皆様に役立つ情報をお伝えして参ります。どうぞお楽しみに！

★ 見尾JISART理事長から卵子提供で親になった皆様へのメッセージ

お子様の未永いご多幸を祈って

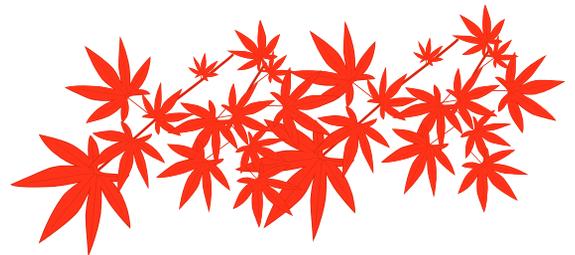
皆様には、賑やかでお幸せな日々をお過ごしでしょうか？お子様もお健やかにご成長でしょうか？JISARTは、お子様を切望されるご夫婦の夢の実現のために、日本の困難な状況の中で独自の新しいシステムを構築し、そのシステムに沿って治療を開始しました。その後、その夢が叶い、新しい家族を迎え新生活の始まったご夫婦が徐々に増加しています。言うまでもなく、生殖医療は生まれてくるお子様の健全な成長と幸せのためにのみ存在します。私は今、しみじみと感じていることがあります。それは、愛を伝える最高の手段が、実は「思い切り抱き締める」ことであると。私は中年以降に経験しましたが、思い切り抱き締められた時の感動・感激は半端ではありませんでした。大きく受け止められる安堵感、安心感、そして、満足感、柔らかさ、温かさ……。自分の心が溶けて、えも言われぬ幸福感に浸る事ができる筈です。愛を伝えるという事は、このことだとその時確信しました。全てのお子さんの健全な成長には限りなく深い愛が不可欠です。親子や家族の有り様は様々であっても、お子さんがご両親の、ご家族の愛を渴望し続けていることは同じです。皆様が日々、大きく、温かく、優しく、かけがえのないお子さんを思い切り抱き締め続けて頂けることを心より願っています。

JISART理事長 見尾保幸
(ミオ・ファティリティ・クリニック 院長)

イベントのお知らせ

卵子提供で親になった方の交流会(第2回)を開催します！

昨年、初めてJISARTの卵子提供体外受精でお子様を授けられたご家族の交流会を開催いたしました。初めてということもあり運営側も手探りの中で実施しましたが、幸い無事開催することができ、参加されたご家族にも喜んでいただけました。実際に卵子提供でお子さんを授けられたご家族という同じ立場の方に出会う機会はまだ日本ではほとんどありません。交流会は専門家が関わり、集まった皆様のプライバシーに配慮した形で実施されます。どうぞこの貴重な機会を利用していただき、わかちあいの場にしていただけることを願っています。特に、今年は、AID(精子提供による人工授精)でお子さんを授け、そのお子さんに真実告知をされた経験のある女性にお話ししていただくことになりました。実際のところ、真実告知がどのようなもので、お子さんがどのように受けとめられたのか、貴重なお話を聴けるチャンスです。ぜひご参加ください。



- ・日時：2014年11月上旬 13:00~16:00
- ・会場：大阪市内
- ・参加費：1人500円(子ども無料)



タイの代理出産に関するニュース

8月に、タイでの代理出産をめぐる大きなニュースが続けて入ってきました。ひとつは、オーストラリア人夫婦がタイ人女性に代理出産を依頼して、その女性に自分たち夫婦の胚を移植して（いわゆる“借り腹”型の代理出産）双子の出産に至ったものの、一人がダウン症であったため、オーストラリアの夫婦が健康な女兒だけを連れて帰り、ダウン症の男児を引き取らなかったというものです。オーストラリアでは営利目的での代理出産は許されていないため、代理懐胎を禁ずる法律がないタイに渡航して実施したとのことです。もうひとつは、日本人男性が、何人ものタイの女性に自分の精子で（卵子の出自についてははっきりしません）代理出産を依頼し、子どもを産ませていたというものです。いずれも報道での情報も交錯し、何が真実なのかははっきりしないのですが、代理出産や生殖医療についての関心が高まったことは間違いありません。

タイでは代理出産だけでなく、卵子提供も法的規制がないため、日本から毎年かなりのご夫妻が卵子提供を受けるために渡航しています。しかしながら、実際には契約書がいい加減だったり、行ってみたら卵子提供者が契約していた女性と違って、もちろん妊娠後のフォローアップについても存在せず、トラブルになっても泣き寝入りするしかないという話も漏れ聞こえてきます。

このような報道があると、非配偶者間生殖医療を利用して家族を作ろうとするご夫妻に対しての批判や偏見が強くなるのが心配されます。お子さんを望んでも授けられないご夫妻のつらい気持ちを理解する方向ではなく、「とんでもないことをやっている人たち」と認識されてしまうことは悲しいことですし、皆様の傷つきにもつながってしまう可能性があります。どうぞ、皆様におかれましては、センセーショナルな報道に目を奪われず、しっかりと現在のご家庭の生活を大切に日々過ごしていただきたいと思います。

法制化の動きについて



日本には生殖医療に関する法的な規制が現在まで存在しないことは皆様ご存じだと思います。これまで何度か非配偶者間生殖医療を中心として、法的整備を行おうとする動きはありましたが、実現には至りませんでした。もちろんそのような状況があるからこそ、JISARTでは非配偶者間体外受精のガイドラインを作成し、実施に踏み切ったわけです。しかし、昨年からは自民党の国会議員がプロジェクトチームを作り、生殖補助医療に関する法規制に向けて動き出しました。

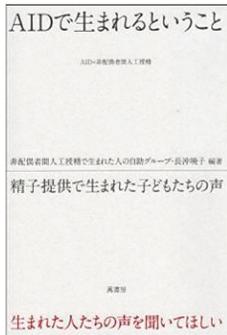
右にこの法律案の概要を図にしたものを掲載しておきます（出典：一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所ホームページより）。卵子提供や精子提供のことを、「特定生殖補助医療」と称して、罰則付きの法規制を定めるための案です。この法律案で問題となっているのが、「子どもの出自を知る権利」についての規定がないということです。JISARTの卵子提供体外受精では、子どもの福祉を尊重するために、この出自を知る権利を保障することがガイドラインに明記されており、皆様にも、子どもの幸せ、家族の幸せのために子どもに出自を知る権利が行使できるよう、真実告知についてお願いしてきましたし、ご了解を得たご夫妻のみに卵子提供体外受精を実施してきました。JISARTとして、この考えにはまったく変わりはありませんし、このことで日本弁護士会、各不妊患者団体等から自民党法律案に対して強い批判が出ております。最終的にどのような法律案となり、また実際に法制化されるかはまだまだ流動的ではありますが、皆様には、お子様の幸せを考えた上でご自身の選択によって卵子提供を受けたということに自信を持っていただき、お子様との嘘のない家族関係を築いていただきたいと思います。真実告知についてのご相談もフォローアップ部会で承っておりますので、どうぞ遠慮なくお問い合わせください（連絡先は後述）。

特定生殖補助医療に関する法律案の概要

目的 特定生殖補助医療について必要な事項を定め、特定生殖補助医療の適正な実施に資する		
特定生殖補助医療 = 子を懐胎する女性の夫以外の男性の精子又は当該女性以外の女性の卵子の提供を受けて行われる人工授精、体外受精、体外受精胚移植その他省令で定める生殖に係る医療技術を用いた医療		
1. 医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない夫婦に係る次のいずれかに限り、行うことができる ① 夫以外の男性の精子による妻に対する人工授精 ② 夫以外の男性の精子と妻の卵子による体外受精及び当該体外受精で生じた胚の妻に対する体外受精胚移植 ③ 夫の精子と妻以外の女性の卵子による体外受精及び当該体外受精で生じた胚の妻に対する体外受精胚移植 2. 1のほか、先天的に又は摘出により子宮がない場合など明らかに懐胎能力を欠く場合に該当する者が妻である夫婦に限り、大臣が特に指定する医療機関において、政令で定める手続を経て、その夫の精子と妻の卵子による体外受精で生じた胚について、妻以外の者に対して体外受精胚移植を行うことができる		
上記1の特定生殖補助医療	精子・卵子の供給	上記2の特定生殖補助医療（代理懐胎）
<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の認定制 医療の提供を受ける女性に対する適切な説明と、書面での同意の取得 情報の適切な管理 秘密保持義務 など 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の認定制 提供の任意性、提供者の健康保護を規定 提供者（配偶者も）への適切な説明と、書面での同意の取得 情報の適切な管理 秘密保持義務 など 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関につき、特別の指定制 懐胎 出産の任意性、懐胎女性の健康保護を規定 ① 依頼夫婦への当該医療、懐胎女性との間の法律関係、生まれる子の親子関係等についての適切な説明と、書面での同意の取得 ② 懐胎女性（配偶者も）への懐胎・出産等による負担・影響、依頼夫婦との間の法律関係、生まれる子の親子関係等についての適切な説明と、書面での同意の取得 情報の適切な管理 秘密保持義務 など
精子・卵子の提供のあっせん	<ul style="list-style-type: none"> あっせん機関の指定制 情報の適切な管理 秘密保持義務 など 	
特定生殖補助医療基準 特定生殖補助医療の実施、精子・卵子供給、あっせんに関し省令で基準を定める		
国立成育医療研究センターにおける同意書等の保存		
<ul style="list-style-type: none"> 認定医療機関等は、依頼夫婦、精子等の提供者、代理懐胎をする女性の同意書等を提出 成育医療研究センターで、同意書等を80年間保存 		
精子・卵子・胚の売買、代理懐胎に係る利益供与等の禁止		
罰則 認められない代理懐胎に係る医療の実施、精子売買等の禁止違反、守秘義務違反、業務停止命令違反等		
検討事項 夫婦間生殖補助医療の規制の必要性、出自を知るための情報開示、胚提供・代理懐胎における卵子提供 など		
特定生殖補助医療により出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案の概要		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性が自己以外の女性の卵子を用いた特定生殖補助医療により子を懐胎し、出産したときは、その出産をした女性をその子の母とする ○ 妻が、夫の同意を得て、夫以外の男性の精子を用いた特定生殖補助医療により懐胎した子については、夫は、その子が嫡出であることを否認することができない ○ 上記1により行われる他人の特定生殖補助医療のために精子を提供した者は、その精子を用いた特定生殖補助医療により女性が懐胎した子を認知的にすることができない など 		
検討事項 上記2の特定生殖補助医療により出生した子と依頼夫婦との間に、適切・確実に親子関係を成立させる制度		



おすすめ本



「AIDで生まれるということ 精子提供で生まれた子どもたちの声」
 非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ(DOG: DI Offspring Group)
 長沖 暁子 (編著)
 萬書房 (ISBN-13: 978-4907961008)

まず、Amazonの解説文を引用します。「本書は非配偶者間人工授精(AIDあるいはDI。夫以外の第三者から提供された精子を用いた人工授精)で生まれた人たちが、自分たちの体験を、自分たちの言葉で綴ったものです。不妊治療の一つであるAIDは60年以上にわたり行われてきたにもかかわらず、秘密にされ、生まれた人の声はこれまで顧みられることがありませんでした。最近、AID以外に卵子提供や代理出産など第三者の関わる生殖技術が行われはじめていますが、その是非を論ずるとき、生まれた子どもの声を知ることは必須です。AIDで生まれた人が何を思うのか、育つ家庭で何が起きているのか等々、まずは長い歴史のあるAIDの実情に目を向け、考えてほしいと本書はつくられました。法整備に向け、この技術を社会全体がどう受け止めるのか議論するためにも必読の書です。」

AIDで生まれた方の声は、皆様にとってはショックなこともあるかもしれません。注意しなければいけないのは、これは日本のこれまでのAIDという、子どもに秘密の医療として実施されてきた非配偶者間生殖医療の結果であるということです。彼らの感じた苦しみを自分の子どもに背負わせないために、皆さんは準備をして、卵子提供体外受精に臨まれたわけですし、これからも子どもにとっての幸せを考え続けることが大切なのだと思います。彼らの貴重なメッセージをどうか真摯に受け止め、家族で考える機会としていただきたいと願っています。



フォローアップ部会からのお知らせ

相談のご案内

育児について、真実告知について、ご夫婦や周囲の人との関係について、どのようなことでもフォローアップ部会がご相談を承っています。皆様には「相談の手引」をお送りしておりますので、ご利用ください。

<相談方法>

「相談の手引き」に添付されている「相談申込書」に必要事項記載の上、メール添付(soudan@jisart.jp)・FAXまたは郵送にてJISART事務局(裏面に記載)までお申し込み下さい。



予後調査へのご協力のお願い

対象の方には事務局からご連絡差し上げております。「調査」というと、何か実験台のようにお感じになる方や、周囲に知られてしまうのではないかとプライバシーの問題を心配される方もいらっしゃるかもしれませんが、フォローアップ部会の調査はプライバシーに配慮した形で実施されますし、対面調査の場合も、単なる調査ではなく、子どもの発達や育児の専門家が訪問いたしますので、日ごろ感じておられる育児の悩みなどを相談する機会としてもご利用いただけます。実際に調査に協力してくださった方には結果をフィードバックすることで、子育てに自信を持っていただける方も多いようです。お忙しいとは存じますが、ぜひご協力ください。



